

## 翻訳者のペナルティー規定

GMOスピード翻訳株式会社

GMOスピード翻訳株式会社（以下、「当社」という。）が、翻訳業務委託基本契約約款第19条にもとづき翻訳者に科すペナルティーについては、この翻訳者のペナルティー規定（以下、「本規定」という。）で定めています。翻訳業務委託基本契約の申込の前に、必ず本規定の内容も確認してください。

### ●ペナルティーの内容

当社は、翻訳者に次の表に掲げる行為があった場合には、翻訳者に対し下記のペナルティーを科すものとします。

項目名	詳細	カウント	ペナルティーの内容
翻訳漏れ	原稿の翻訳漏れがある	1	翻訳料の翻訳漏れ相当分～全額を不発生とする（翻訳料を翻訳者に支払済みの場合は当社に返金する）
誤訳 1	文章が途中で途切れている	1	翻訳料の2分の1～全額を不発生とする（翻訳料を翻訳者に支払済みの場合は当社に返金する）
誤訳 2	文章の意味が理解できない	1	翻訳料の3分の1～全額を不発生とする（翻訳料を翻訳者に支払済みの場合は当社に返金する）
誤訳 3	単語を誤った意味で翻訳	1	翻訳料の3分の1～全額を不発生とする（翻訳料を翻訳者に支払済みの場合は当社に返金する）
誤訳 4	原稿と異なる意味の内容に翻訳	1	翻訳料の3分の1～全額を不発生とする（翻訳料を翻訳者に支払済みの場合は当社に返金する）
誤訳 5	直訳すぎる	1	翻訳料の2分の1～全額を不発生とする（翻訳料を翻訳者に支払済みの場合は当社に返金する）
納品遅れ 1	納品が遅れ、サービス利用者によりキャンセル	1	翻訳料の全額を不発生とする（翻訳料を翻訳者に支払済みの場合は当社に返金する）
納品遅れ 2	納品が遅れたものの翻訳者自身が翻訳	1	翻訳料の2分の1～全額を不発生とする（翻訳料を翻訳者に支払済みの場合は当社に返金する）
納品遅れ 3	納品が遅れ、他の翻訳者が翻訳	2	翻訳料の2分の1～全額を不発生とし（翻訳料を翻訳者に支払済みの場合は当社に返金し）、かつ、他の翻訳者の翻訳料を負担
納品遅れ 4	月に3回以上の納品遅れ	1	特になし
納品遅れ 5	アップロードミスによる納品遅れ	1	特になし。ただし、サービス利用者へ翻訳料の全額又は一部を返金する場合は、翻訳料の全額又は一部を不発生とする（翻訳料を翻訳者に支払済みの場合は当社に返金する）。
翻訳放棄 1	受託後、翻訳業務を放棄（納期に納品可能な時間までに連絡あり）	2	翻訳料の不発生（翻訳料を翻訳者に支払済みの場合は当社に返金する）
翻訳放棄 2	受託後、翻訳業務を放棄（連絡なし）	3	翻訳料の不発生（翻訳料を翻訳者に支払済みの場合は当社に返金）、かつ、他の翻訳者の翻訳料を負担

### ●ペナルティーカウントについて

- (1) 当社は、前項の表に従い、翻訳者に対して、項目ごとに「1」～「3」までのペナルティーカウントを科すものとします。
- (2) ペナルティーカウントが科されてから3カ月間、ペナルティーの対象となる行為がなかった場合には、ペナルティーカウントを0（ゼロ）にリセットするものとします。
- (3) ペナルティーカウントが累積して3以上になった場合には、当社は、翻訳業務委託基本契約約款第25条第1項第7号にもとづき、無催告で基本契約を解除（退会処分）できるものとします。

### ●ペナルティーが科された後の翻訳業務の委託について

当社は、翻訳者に対して科されたペナルティーカウントに応じて、1か月から3か月の間、当該翻訳者に翻訳業務を委託しない措置をとることがあります。当該期間の長さは、ペナルティー対象行為の内容及び頻度等を考慮し、当社で決定します。

### ●退会処分後の再登録について

ペナルティーカウントの累積により退会処分を受けた翻訳者であっても、次のいずれかに該当する場合には、当社が定める再トライアルテストに合格することにより、当社の翻訳者として再登録を認めることがあります。

- ① 退会后、翻訳会社での実務経験が1年以上の方
- ② TOEIC (R) の点数が900点以上の方
- ③ JTF翻訳検定1級合格者の方

### ●ペナルティー対象となる翻訳サイト

- ・スピード翻訳（全言語を対象とします）

### ●免責

当社は、本規定により翻訳者が被る不利益について、一切の責任を負いません。

### ◆作定日

本規定は、平成22年8月20日に作定し、即日実施します。

### ◆最終改定日

本規定は、平成23年12月1日に改定し、即日実施します。